

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中性子源領域モニタ（CH-23）定例試験において、測定状態表示用ランプの点灯不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
2	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
3	1号機	原子炉建屋地階北東側炉心スプレイポンプ室局所空調機凝縮水受け皿より漏えい（1滴/秒）が認められたため、当該受け皿を点検・修理	D	
4	1号機	低圧第3給水加熱器（A）ドレン水位調整弁の制御不良が認められたため、当該制御回路を点検・修理	C	
5	2号機	タービン建屋2階外気取り入れルーバ駆動用空気配管サポート部のネジ脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	ストームドレンファンネル（タービン建屋1階所内空気系空気貯槽付近）側面に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
7	2号機	所内ボイラ（A）水張り作業において、「ドラム危険水位低トリップ」警報が復帰すべきところ、復帰しなかったため、当該警報発生回路を点検・修理	D	
8	2号機	ストームドレンファンネル（タービン建屋地下1階電動機駆動原子炉給水ポンプ付近）側面に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
9	2号機	中央操作室制御盤（発電機励磁系操作・監視盤）の界磁遮断器電源”入”状態を示す表示用赤ランプに点灯不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
10	3号機	計装用空気系除湿装置除湿塔切替四方弁の動作確認用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	3号機	廃棄物処理建屋制御室机上用ページング装置チャンネル選択ボタンに動作不良が認められたため、当該ボタンを点検・修理	D	
12	3号機	廃棄物処理建屋制御室設置現場監視用TVモニタの1画面（雑固体廃棄物仮置き場）に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	D	
13	3号機	定期事業者検査のうち「プロセスモニタ機能検査」成績書を再確認したところ、検査中に確認した誤記を不適合としたことの記載漏れが確認されたため、当該箇所を訂正及び対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	定期事業者検査のうち「監視機能健全性確認検査」成績書を再確認したところ、検査中に確認した誤記を不適合としたことの記載漏れが確認されたため、当該箇所を訂正及び対応検討	D	
15	3号機	タービン建屋換気空調系排気処理装置エアフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
16	3号機	サービス建屋3階送電線保護リレー室空調機（B）が自動トリップし再起動不可が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
17	3号機	タービン建屋換気系放射線モニタリチウム回収装置に「A系冷凍部温度異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	3号機	計装用空気系空気圧縮機（A）制御用アンローダ電磁弁に異音（うなり音）の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受箱振動記録計デジタル表示部に故障を示す「エラー」表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
20	4号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（B）排気セパレータドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	4号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク補給水入口弁の操作ハンドルに空回りが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
22	5号機	取水設備電源室空調機出口ダンパに開閉動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
23	5号機	廃棄物処理建屋1階（制御室用空調機東側）壁面にコンセント撤去後のプレート外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
24	5号機	5・6号機超高压送電線開閉所碍子洗浄装置送水ポンプ出口弁用バイパス弁フランジ部より水の漏えい（1滴／30秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	6号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプ出口圧力計に指示不良（固着）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
26	6号機	屋外取水設備北側ケーブルダクトサンプポンプ制御用液位スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
27	6号機	主タービン回転数等記録計のデジタル表示部に記録計異常を示すエラー「3」の表示が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
28	その他	警報付個人線量計の不具合による管理区域入域作業中の一部データ欠測が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで